

令和3年度事業計画書

社会福祉法人 小越会

目 次

第一. 社会福祉法人小越会基本理念・基本方針	1
第二. 社会福祉法人小越会法人・施設の概要	2
第三. 社会福祉法人小越会経営体制	3
一 評議員	
二 理事	
三 監事	
四 経営運営事業執行体制	
五 各拠点に組織体制	
第四. 中長期計画	5
第五. 令和2年度事業計画	7
一 法人全体・本部	
二 第1種社会福祉事業	
1 介護老人福祉施設	
2 障害者支援施設	
三 第2種社会福祉事業	
1 高齢福祉サービス(在宅)	
2 障害福祉サービス(在宅)	
四 公益事業	
1 居宅介護支援	
2 介護保険法に定める訪問調査	
3 暮らし元気アップ事業	
第六. 各拠点における主な活動予定等	15
一 法人本部	
二 こしじの里しぶみ園	
三 おごしの里	
四 しぶみ工房	
第七. 会議・委員会活動	19

社会福祉法人小越会 基本理念・基本方針・行動指針

基本理念

- ①当法人小越会は、次の3つの精神を基本理念として社会福祉事業に取り組みます。
 - 1) 『思いやり』のあるサービスの提供
 - 2) 『優しさ』をもったサービスの提供
 - 3) 『愛情』のあるサービスの提供
- ②利用者の人格の尊厳を礎に、利用者本位の福祉サービスを安定した経営環境のもとで提供いたします。
- ③安全で安心できる暮らしの継続をモットーに、地域福祉の拠点として、そして地域のよりどころとしての機能を十分発揮して住民の期待と信頼にこたえます。

基本方針

- 1 「利用者に寄り添う心のケアの実践」
- 2 「利用者の人格と尊厳を守れる人材の育成」
- 3 「法令を遵守し安定した経営基盤を醸成」
- 4 「地域貢献を社会福祉法人の使命と捉え、信頼を高める」

行動指針

- 1 関わりを持ち、心配りができる心身のケアに努めます。
- 2 笑顔と優しい言葉で接します。
- 3 相手の立場に立って考え、信頼ある行動に努めます。
- 4 安全で安心な生活の継続を支援します。
- 5 差別、虐待、人権侵害を許さず、権利擁護に努めます。
- 6 環境の改善を進め、明るい組織風土づくりに努めます。
- 7 法令を遵守し、福祉の専門職として、その力を発揮します。
- 8 常に自己研さんに努め、小越会の一員として誇りと自覚を持って地域福祉の増進に努めます。

第二 社会福祉法人小越会 法人・施設の概要

平成 4 年 5 月	社会福祉法人小越会法人設立認可
平成 5 年 4 月	特別養護老人ホームおごしの里開所
平成 10 年 10 月	特別養護老人ホームこしじの里開所 身体障害者療護施設しづみ園(現 障害者支援施設しづみ園)開所
平成 12 年 4 月	身体障害者通所授産施設しづみ工房(現 障害福祉サービス事業所しづみ工房) 開所
平成 24 年 5 月	特別養護老人ホームこしじの里ユニット増築

○社会福祉法人小越会

長岡市不動沢 2 2 1 9 番地 5 代表 TEL0258-41-0801

○特別養護老人ホームこしじの里

障害者支援施設しづみ園

長岡市不動沢 2 2 1 9 番地 5 代表 TEL0258-41-0801

介護保険事業

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名
- ・介護老人福祉施設(ユニット型) 定員 40 名
- ・短期入所生活介護(介護予防) 定員 20 名
- ・通所介護(介護予防) 定員 28 名
- ・訪問介護(介護予防)
- ・居宅介護支援事業
- ・第一号通所事業

障害福祉事業

- ・施設入所支援・生活介護事業 定員 10 名
- ・短期入所事業 定員 1 名
- ・居宅介護・重度訪問介護・移動支援

○特別養護老人ホームおごしの里

長岡市小国町櫛沢 90 番地 代表 TEL0258-95-3110

介護保険事業

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名
- ・短期入所生活介護(介護予防) 定員 17 名
- ・通所介護(介護予防) 定員 25 名
- ・訪問介護(介護予防)
- ・居宅介護支援事業
- ・第一号通所事業

○障害福祉サービス事業所しづみ工房

長岡市小国町原甲 3 4 8 番地 代表 TEL0258-95-5233

障害福祉事業

- ・就労継続支援 B 型 定員 20 名
- ・共同生活援助 かわばた寮 7 名 ひまわりの家 6 名
- ・地域活動支援センター 定員 10 名

第三 社会福祉法人小越会経営体制

- 一 評議員 7名
- 二 理事 6名
- 三 監事 2名

四 社会福祉法人小越会 経営運営事業執行 体制

◎理事会

◎経営運営会議 理事長 業務執行理事 施設長 本部事務局

◎法人本部

事業		事業の種類	施設名	
社会福祉事業	第1種	特別養護老人ホーム	こしじの里 こしじの里ユニット	
			おごしの里	
	第2種	障害者支援施設	しぶみ園	
			こしじの里	
	第2種	老人デイサービス事業	こしじの里	
			おごしの里	
		老人短期入所事業	こしじの里	
			おごしの里	
		障害福祉サービス事業	こしじの里 (居宅介護・重度訪問)	しぶみ園 (短期)
				しぶみ園 (生活介護)
				しぶみ工房 (就労継続支援事業B型)
				かわばた寮
				ひまわりの家
		老人居宅介護等事業	こしじの里	おごしの里
移動支援事業	こしじの里			
第2種	地域活動支援センター	しぶみ工房		
		公益事業	居宅介護支援事業	こしじの里
おごしの里				
訪問調査事業	こしじの里			
	おごしの里			
介護保険法に基づく第一号通所事業	こしじの里			
	おごしの里			

※体制に関わる名簿は別紙

五 各拠点における組織体制

拠点区分：法人本部

業務執行理事	本部事務局長 所管：法人本部・こしじの里・こしじの里ユニット・しぶみ園
	本部事務局次長 所管：法人本部・おごしの里・しぶみ工房

拠点区分：こしじの里・こしじの里ユニット・しぶみ園

統括責任者 番場 光康 施設長 杉本あさ子 管理者 伊佐有紀子	
総務課	庶務係・財務係・管理係
生活相談課	生活相談係
高齢介護課	介護支援係・入所介護係・短期入所介護係
看護課	看護係・機能訓練係
在宅介護課	通所介護係
	訪問介護係
居宅介護支援課	居宅介護支援係
障害福祉課	生活支援係
給食栄養管理課	栄養管理係・調理係

拠点区分：おごしの里・しぶみ工房

統括責任者 松田 宏基 施設長 松田宏基 副園長 種部厚子 管理者 久保田輝夫 馬場真弓	
総務課	庶務係・財務係・管理係
生活相談課	生活相談係
高齢介護課	介護支援係・入所介護係・短期入所介護係
看護課	看護係・機能訓練係
在宅介護課	通所介護係
	訪問介護係
居宅介護支援課	居宅介護支援係
給食栄養管理課	栄養管理係・調理係
障害福祉課	生活支援係・就労支援係

第四 中長期計画

一 課題への取組み

当法人の基本理念は、大きく3つの構成から成り立っています。一つ目は、『思いやり』のあるサービスの提供、『優しさ』をもったサービスの提供、『愛情』のあるサービスの提供」と私たちが福祉の活動を行うにあたり、その姿勢を示しており、利用者に寄り添う心のケアの実践を目指します。二つ目は、「利用者の人格の尊厳を礎に、利用者本位の福祉サービスを安定した経営環境のもとで提供する」。利用者の人格と尊厳を守れる人材により、安定した持続可能な経営基盤のもと、福祉サービスを継続できるように取り組むことを目指します。三つ目は、「安全で安心できる暮らしの継続をモットーに、地域福祉の拠点として、そして地域のよりどころとしての機能を十分発揮して住民の期待と信頼にこたえます。」。これは、当法人が、地域貢献を社会福祉法人の使命と捉え、事業の透明性を確保しながら、様々な視点から安全と安心を追求し、信頼を高めるよう取り組み、地域生活の継続的な実現に寄与することを目指しています。これを、行動指針に基づき、行動できる人材により、基本理念の実現にむけ、取り組んで参ります。今般、少子高齢化、地域・福祉を支える人材の不足等、地域における課題は山積しており、当法人の経営運営においても、地域の課題は、経営運営に大きく影響して参ります。当法人が継続的に経営運営を行うため、また、私たちの活動においても、広く理解を頂けるようあらゆる情報を発信していく必要もあります。これらを踏まえ、当法人の基本理念・基本方針の実現のため、次の項目を当面の重点課題と位置付け、取り組んでまいります。

※法人の基盤確保のため、原則、継続案件と新規取組の構築により目標を定める。地域生活の継続的な実現に寄与すること自体が地域貢献であり、それに伴い、継続的に経営運営を行うことも地域貢献の一つである。そのため、適正な財務基盤のもと、福祉人材を確保し、サービスの質を担保する。これらを総合的に俯瞰しながら、法人運営の持続性を確保する。

- 一. サービスの質の向上に向けた取組み
- 二. 福祉人材の確保・維持
- 三. 財務・資産管理の強化
- 四. 法人運営の持続性の確保

二 中期的な取組み 期間：令和3年度から令和5年度

長期的な課題に対応すべく、介護保険計画年度等に併せ、取組みを行います。期間は、令和3年度から令和5年度とします。

【目標】

- 一. サービスの質の向上に向けた取組み
 - 1 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化
 - 2 安全と安心の追求～権利擁護とリスク管理の視点から～
 - 3 基本理念・基本指針に基づき第三者評価を指標とした自ら取り組むサービスの質の向上
 - 4 見える化・地域貢献活動の継続
- 二. 福祉人材の確保・維持
 - 1 職員の適正配置による人材の確保及び人材育成
 - 2 業務の適正化
- 三. 財務・資産管理の強化
 - 1 収支差額の確保
- 四. 法人運営における持続性の確保
 - 1 経営組織の強化と事業運営の透明性の確保
 - 2 法人運営・地域環境における持続可能な経営取組

一. サービスの質の向上に向けた取組み

1 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化

利用者個々に応じた課題に適切に取り組む。身体的支援・生活支援などに応じた介護・自立支援の取組み

2 安全と安心の追求～権利擁護とリスク管理の視点から～

事故防止・感染症対策・虐待防止・防災・身体拘束廃止など各法令・基準等で求められて事項を法人共通の認識事項として対応。不適切行為に対する基本的認識と技術的スキルの向上

3 基本理念・基本指針に基づき第三者評価を指標とした自ら取り組むサービスの質の向上

第三者評価項目に基づいた取組みを継続して実施する。また、ある程度の目標がクリアされれば、再度、客観的な評価を受審することも検討する。

4 見える化・地域貢献活動の継続

各事業所におけるアンケート調査の継続。調査内容については、事業所の評価・満足度が高い点、低い点に対応した項目とし、シンプルなものにする。説明した内容など確認できる手法の構築。地域貢献活動においては、感染症に配慮した取組みと災害対応などにおける取組みの啓蒙など、新たな活動を模索する。

二. 福祉人材の確保・維持

1 職員の適正配置による人材の確保及び人材育成

総職員200名の体制維持を継続。新人職員の初任者研修、実務者研修、介護福祉士の取得の流れは継続する。採用活動においては、新卒職員を中心に行い、職種により、別途、採用活動を行う。介護支援専門員、社会福祉士などの資格取得に向けた支援の強化を行う。中堅職員については、管理的立場への登用も含め、役割、責任を明確化し、研修においても、階層的に行えるよう対応する。配置転換も積極的に行う。さらに、経営運営分野への登用を見据えた人材の育成も行う。これらを踏まえ、各種法令遵守等、加味し、規則、規程等を整備し活用する。

2 業務の適正化

業務の合理化を推進し、システムの活用など、導入に向け検討または対応を継続して行う。併せて、働き方改革の推進を図り、業務の分業化、適切な配分のもとサービスを中心とした業務の適正化を図る。

三. 財務・資産管理の強化

1 収支差額の確保

法人全体での収支差額確保を目指す。

第一 当期資金収支差額の確保(積立支出・比較的大きな修繕・固定資産の購入は加味。)

第二 経常増減差額の確保

事業運営の継続性を維持していくためには、安定した資金確保が必要なため、一定の目標を定めて運営を行う。第1の目標として、法人単位資金収支計算書における当期資金収支差額の確保を目指す。ただし、将来に備えた積立、今後、発生する修繕費用、固定資産の購入における支出は加味しながら、収支差額の確保における判断とする。第2の目標は、経常増減差額の確保に努める。償却費用が大きいため、可能な限りその留保に努める。

四. 法人運営における持続性の確保

1 経営組織の強化と事業運営の透明性の確保

2 法人運営・地域環境における持続可能な経営取組

定款等に基づき、適正な法人運営に努める。また、必要な情報開示においては、法令、基準等に準じ、対応する。少子高齢化が進み、地域における人口が減少する中で、いかに地域において、働き手を確保しながら、継続したサービスを提供し、適正な経営ができるか検討する。併せて、地域の需要を把握し、サービス供給量とのバランスの適正化を検討する。

第五 令和3年度事業計画

一 法人全体・本部

感染症対策など制約がある中で、目標に対する取り組みをいかに行うか検討し、対応する。

- 評議員会、理事会、経営運営会議等の運営に関し、法令・定款に基づいた適正な執行を行う。
- サービスの低下を招くことなく効率的な業務の推進と人員の配置を図る。
- 組織的・他職種協働なサービス提供体制の取り組みの推進
- 法人を中心とした経営運営の認識を醸成する。中央集約型としての法人本部の機能を目指し、本部の情報集約と発信強化。
- 事務システムの効率化、グループウェアの導入、効率的な業務の推進など仕組みの構築を検討し、対応を図る。
- 法人全事業の第三者評価の受審結果を踏まえ、改善の取組みと確認を促す。
- 各事業における事業継続計画の取り組みの推進
- 新卒採用のための取組みとして、就職ガイダンスへの参加、ホームページを活用したPR等も含め行う。中途職員の採用においては、必要な職種において、派遣、紹介会社の活用も行う。
- 資格取得の支援は継続し、予算化については、継続して、法人本部が行う。中期計画期間においては、介護支援専門員、社会福祉士の資格取得に向けた支援を強化する。
- 研修については、管理的立場への育成も含め、研修においても、階層的研修を検討する。
- 業務の可視化を図る。(上長と部下における業務の可視化)
- 組織形態において管理者の登用を図る仕組みづくり、これらに対応できる規則・規程の整備、運用を図る。
- 働きやすい職場環境の整備、業務の合理化を図りながら、多様化する雇用形態に備えた規則規程の柔軟な運用を図る。
- 法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書の適正な作成と情報提供を行う。
- 将来に備えた積立、今後、発生する修繕費用、固定資産の購入の検討計画。
- 人口動態、地域の需要の把握とサービス供給体制のバランスを検討し、今後の事業体制の検討を行う。を図る。

二 第1種社会福祉事業

1 介護老人福祉施設

老人福祉法並びに介護保険法の規定により、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

実施拠点

「こしじの里」	定員 50名
「こしじの里ユニット」	定員 40名
「おごしの里」	定員 50名

【取組事項】

- (1)身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化し、安全と安心の追求を図る
- ・基本的事項 適正に作成された利用者個々のケアプランの下、それに基づき介護支援を適切に行う。
- ・感染症対策を講じながら、利用者の健康管理に努める。
- ・嚥下機能の向上、褥瘡予防など身体・生活に応じた自立支援の取組みを行う
- ・さまざまな事故に対応した取組み、虐待防止に関する取組み、身体拘束廃止に向けた取組み、災害に対応した取組みなど各種法令、基準に応じ各事業所で実施する。
- ・地域と連携した取組みの強化。
- ・業務の整理を行い、適切な人員配置、適切な分業、介護機器等の活用などにより負担軽減、生産性の向上に努め、さらに安全性の確保に繋げる。

- ・利用者のストレス緩和を図る。
- ・生活に喜びを見いだせるよう介護・自立支援の取り組みを行う。
- (2) サービス提供環境の見直し・整備
 - ・利用者の生活環境を見直し、地域の特性や現状のニーズに合わせたサービス提供環境の構築に向けた取り組み。
 - ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるような環境づくりや対応力強化への取り組み。
- (3) サービスの可視化に向けた取り組み。
 - ・利用者、家族に速やかにわかりやすく的確な情報提供を行う。
 - ・職員間における情報の共有を速やかに行う。
 - ・第三者評価の受審を行った事業所においては、令和3年度以降における達成値を掲げ、取り組む。
 - ・アンケート調査などシンプルなものとし、各事業所のサービス向上の繋げる
- (4) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。
 - ・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、その浸透を図る。
- (5) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。
 - ・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

2 障害者支援施設

障害者総合支援法の規定により、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他必要な便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ります。

実施拠点

「しづみ園」 定員 10 名

【取組事項】

- (1) 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化し、安全と安心の追求を図る
 - ・基本的事項 適正に作成された利用者個々の個別支援計画の下、それに基づき介護支援を適切に行う。
 - ・相談支援、身体機能、生活機能、創作的活動など、それぞれに応じた日中活動の充実を図る。
 - ・感染症対策を講じながら、利用者の健康管理に努める。
 - ・嚥下機能の向上、褥瘡予防など身体・生活に応じた自立支援の取り組みを行う
 - ・さまざまな事故に対応した取り組み、身体拘束廃止に向けた取り組み、災害に対応した取り組みなど各種法令、基準に応じた取り組みを実施する。
 - ・地域と連携した取り組みの強化。
 - ・業務の整理を行い、適切な人員配置、適切な分業、介護機器等の活用などにより負担軽減、生産性の向上に努め、さらに安全性の確保に繋げる。
 - ・利用者のストレス緩和を図る。
- (2) 第三者評価項目の継続的な取り組み
 - ・第三者評価項目の継続的な取り組みを行い、サービスの質の確保に向けた取組みを行う。
- (3) 虐待防止に関する取組みを組織的に行う。
- ・障害者の権利擁護の法令化が進む中で、職員間で知識、認識を共有し、サービスの実践へ繋げる。
- (4) 取り組みの評価を定期的に行う。
 - ・事業計画など取り組みの状況、評価を定期的に行う。
- (5) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。
 - ・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、その浸透を図る。
- (6) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。
 - ・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

三 第2種社会福祉事業

1 高齢福祉サービス(在宅)

(一)短期入所生活介護(介護予防)

老人福祉法並びに介護保険法の規定により利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

実施拠点

「こしじの里」定員 20 名

「おごしの里」定員 17 名

【取組事項】

(1) 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化し、安全と安心の追求を図る

- ・ 基本的事項 適正に作成された利用者個々のサービス計画の下、それに基づき介護支援を適切に行う。
- ・ 感染症対策を講じながら、利用者の健康管理に努める。
- ・ 嚥下機能の向上、褥瘡予防など身体・生活に応じた自立支援の取組みを行う
- ・ さまざまな事故に対応した取組み、虐待防止に関する取組み、身体拘束廃止に向けた取組み、災害に対応した取組みなど各種法令、基準に応じ各事業所で実施する。
- ・ 地域と連携した取組みの強化。
- ・ 業務の整理を行い、適切な人員配置、適切な分業、介護機器等の活用などにより負担軽減、生産性の向上に努め、さらに安全性の確保に繋げる。
- ・ 利用者のストレス緩和を図る。
- ・ 生活に喜びを見いだせるよう介護・自立支援の取組みを行う。

(2) サービス提供環境の見直し・整備

- ・ 利用者の生活環境を見直し、地域の特性や現状のニーズに合わせたサービス提供環境の構築に向けた取組み。
- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるような環境づくりや対応力強化への取組み。

(3) サービスの可視化に向けた取組み。

- ・ 利用者、家族に速やかにわかりやすく的確な情報提供を行う。
- ・ 職員間における情報の共有を速やかに行う。
- ・ 第三者評価の受審を行った事業所においては、令和3年度以降における達成値を掲げ、取り組む。
- ・ アンケート調査などシンプルなものとし、各事業所のサービス向上の繋げる

(4) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。

- ・ 誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、その浸透を図る。

(5) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。

- ・ 法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

(二)通所介護(総合事業)

老人福祉法並びに介護保険法の規定により利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

実施拠点

「こしじの里」 定員 28 名

「おごしの里」 定員 25 名

【取組事項】

(1) 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化し、安全と安心の追求を図る

- ・基本的事項 適正に作成された利用者個々のサービス計画の下、それに基づき介護支援を適切に行う。
- ・感染症対策、適切な健康管理の下、サービスの提供を行う。
- ・利用者個々の身体・生活機能に応じた自立支援の取組みを行う
- ・さまざまな事故に対応した取組み、虐待防止に関する取組み、身体拘束廃止に向けた取組み、災害に対応した取組みなど各種法令、基準に応じ事業所で実施する。
- ・地域と連携した取組みを行う。
- ・業務の整理を行い、適切な人員配置、適切な分業、介護機器等の活用などにより負担軽減、生産性の向上に努め、さらに安全性の確保に繋げる。
- ・利用者のストレス緩和を図る。
- ・生活に喜びを見いだせるよう介護・自立支援の取組みを行う。

(2) サービス提供環境の見直し・整備

- ・利用者の生活環境を見直し、地域の特性や現状のニーズに合わせたサービス提供環境の構築に向けた取組み。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるような環境づくりや対応力強化への取組み。

(3) サービスの可視化に向けた取組み。

- ・利用者、家族に速やかにわかりやすく的確な情報提供を行う。
- ・職員間における情報の共有を速やかに行う。
- ・第三者評価の受審を行った事業所においては、令和3年度以降における達成値を掲げ、取り組む。
- ・アンケート調査などシンプルなものとし、各事業所のサービス向上の繋げる

(4) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。

- ・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、その浸透を図る。

(5) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。

- ・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

(三)訪問介護（総合事業）

老人福祉法並びに介護保険法の規定により利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

実施拠点

「こしじの里」

「おごしの里」

【取組事項】

(1) 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化し、安全と安心の追求を図る

- ・基本的事項 適正に作成された利用者個々のサービス計画の下、それに基づき介護支援を適切に行う。
- ・感染症対策、適切な健康管理の下、サービスの提供を行う。
- ・自宅における日常生活の継続ができるよう支援する。
- ・さまざまな事故に対応した取組み、虐待防止に関する取組み、身体拘束廃止に向けた取組み、災害に対応した取組みなど各種法令、基準に応じ事業所で実施する。
- ・介護機器等の活用などにより負担軽減、生産性の向上に努め、さらに安全性の確保に繋げる。
- ・利用者のストレス緩和を図る。
- ・生活に喜びを見いだせるよう介護・自立支援の取組みを行う。

(2) サービス提供環境の見直し・整備

- ・利用者の生活環境を見直し、地域の特性や現状のニーズに合わせたサービス提供環境の構築に向けた取り組み。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるような環境づくりや対応力強化への取り組み。
- (3) サービスの可視化に向けた取り組み。
- ・利用者、家族に速やかにわかりやすく的確な情報提供を行う。
- ・職員間における情報の共有を速やかに行う。
- ・第三者評価の受審を行った事業所においては、令和3年度以降における達成値を掲げ、取り組む。
- ・アンケート調査などシンプルなものとし、各事業所のサービス向上の繋げる
- ・マニュアルに基づくシミュレーションの実施。サービスの均一化を図る。
- (4) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。
- ・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、その浸透を図る。
- (5) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。
- ・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

2 障害福祉サービス(在宅)

(一)短期入所

利用者に対し、短期間の入所を行い、入浴、排せつ又は食事の介護等その置かれている環境に応じて、必要な支援を適切に行うことにより、自立と社会活動への参加を促進する。

実施拠点

「しづみ園」 定員1名

【取組事項】

- (1) 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化し、安全と安心の追求を図る
 - ・基本的事項 適正に作成された利用者個々の個別支援計画の下、それに基づき介護支援を適切に行う。
 - ・相談支援、身体機能、生活機能、創作的活動など、それぞれの特性に応じた日中活動の充実を図る。
 - ・感染症対策を講じながら、利用者の健康管理に努める。
 - ・嚥下機能の向上、褥瘡予防など身体・生活に応じた自立支援の取り組みを行う
 - ・さまざまな事故に対応した取り組み、身体拘束廃止に向けた取り組み、災害に対応した取り組みなど各種法令、基準に応じた取り組みを実施する。
 - ・地域と連携した取り組みの強化。
 - ・業務の整理を行い、適切な人員配置、適切な分業、介護機器等の活用などにより負担軽減、生産性の向上に努め、さらに安全性の確保に繋げる。
 - ・利用者のストレス緩和を図る。
- (2) 第三者評価項目の継続的な取り組み
 - ・第三者評価項目の継続的な取り組みを行い、サービスの質の確保に向けた取組みを行う。
- (3) 虐待防止に関する取組みを組織的に行う。
- ・障害者の権利擁護の法令化が進む中で、職員間で知識、認識を共有し、サービスの実践へ繋げる。
- (4) 取組みの評価を定期的に行う。
- ・事業計画など取組みの状況、評価を定期的に行う。
- (5) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。
- ・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、その浸透を図る。
- (6) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。
- ・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

(二)居宅介護・重度訪問・移動支援「こしじの里」

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる適切かつ効果的に行う。

実施拠点

「こしじの里」

【取組事項】

(1) 身体機能、生活機能など利用者個々に着目した介護・自立支援の取組み強化し、安全と安心の追求を図る

- ・ 基本的事項 適正に作成された利用者個々のサービス計画の下、それに基づき介護支援を適切に行う。
- ・ 感染症対策、適切な健康管理の下、サービスの提供を行う。
- ・ 自宅における日常生活の継続ができるよう支援する。
- ・ さまざまな事故に対応した取り組み、虐待防止に関する取り組み、身体拘束廃止に向けた取り組み、災害に対応した取り組みなど各種法令、基準に応じ事業所で実施する。
- ・ 介護機器等の活用などにより負担軽減、生産性の向上に努め、さらに安全性の確保に繋げる。
- ・ 利用者のストレス緩和を図る。
- ・ 生活に喜びを見いだせるよう介護・自立支援の取組みを行う。

(2) サービスの可視化に向けた取り組み。

- ・ 利用者、家族に速やかにわかりやすく的確な情報提供を行う。
- ・ 職員間における情報の共有を速やかに行う。
- ・ 第三者評価の受審を行った事業所においては、令和3年度以降における達成値を掲げ、取り組む。
- ・ アンケート調査などシンプルなものとし、各事業所のサービス向上の繋げる
- ・ マニュアルに基づくシミュレーションの実施。サービスの均一化を図る。

(3) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。

- ・ 誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、内部研修にて、その浸透を図る。

(4) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。

- ・ 法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

3 就労支援事業

実施拠点

(一) 就労継続支援B型「しづみ工房」 定員 20名

障害者総合支援法の規定により、利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な就労支援並びに日常生活支援等の提供を確保し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【取組事項】

(1) 地域における多様な就労支援ニーズに対応するとともに、相談支援機能を強化し、安全と安心の追求を図る。

- ・ 基本的事項 適正に作成された利用者個々の支援計画の下、それに基づき相談支援を適切に行う。
- ・ 感染症対策、適切な健康管理の下、サービスの提供を行う。
- ・ 日常生活の継続ができるよう支援する。
- ・ さまざまな事故に対応した取り組み、虐待防止に関する取り組み、身体拘束廃止に向けた取り組み、災害に対応した取り組みなど各種法令、基準に応じ事業所で実施する。
- ・ ピアサポートの専門性について研修し、支援の技術を高める。

(2) サービスの可視化に向けた取り組み。

- ・ 利用者、家族に速やかにわかりやすく的確な情報提供を行う。
- ・ 職員間における情報の共有を速やかに行う。
- ・ 第三者評価の受審を行った事業所においては、令和3年度以降における達成値を掲げ、取り組む。
- ・ アンケート調査などシンプルなものとし、各事業所のサービス向上の繋げる

・マニュアルに基づくシミュレーションの実施。サービスの均一化を図る。

(3) 自立のための利用者支援

・就労支援及び障害者雇用率確保のため、関係機関と連携をとり、企業実習及び外部作業等に多くの利用者を出すなど積極的に取り組む。

(4) 社会参加と地域との交流

・新しい生活様式を踏まえ、地域行事等の参加により地域交流を推進し、社会生活への適応を促す。

(5) 生活環境の整備と安全性の確保

・保護者、家族等との連携を密にとり、利用者及び保護者との信頼関係を確立し、温かみのある施設づくりをする中で、個々が自立を目指していけるように支援する。

・三障害で年齢幅も広い利用者のため、個々の状況に応じた支援を実施する。

(6) 安定した経営のための取り組み

・平均工賃による報酬単価決定のため、通年を通し安定した作業量を確保するよう努める。新規利用者開拓のため、関係行政、各支援センター等と連携を密にし情報収集にあたる。

・自主事業の研究・開発に積極的に取り組む。

(二) 共同生活援助「かわばた寮」 定員 7名 「ひまわりの家」 定員 6名

利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体、精神の状況、置かれている環境に応じて、共同生活住居における食事の提供、相談、入浴排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を適切に行う。

【取組事項】

(1) 重度化・高齢化などに伴う障害者ニーズへの対応、相談支援機能を強化し、安全と安心の追求を図る。

・基本的事項 適正に作成された利用者個々の支援計画の下、それに基づき相談支援を適切に行う。

・感染症対策、適切な健康管理の下、サービスの提供を行う。

・日常生活の継続ができるよう支援する。

・さまざまな事故に対応した取り組み、虐待防止に関する取り組み、身体拘束廃止に向けた取り組み、災害に対応した取り組みなど各種法令、基準に応じ事業所で実施する。

(2) 社会参加と地域との交流

・新しい生活様式を踏まえ、地域行事等の参加により地域交流を推進し、社会生活への適応を促す。

(三) 地域活動支援センター「しづみ工房」 定員 10名

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に実施し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【取組事項】

(1) 効果的な就労支援を踏まえたきめ細かな対応、相談支援機能を強化し、安全と安心の追求を図る。

・地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援の充実を図る。

・日常生活の継続ができるよう支援する。

・さまざまな事故に対応した取り組み、虐待防止に関する取り組み、身体拘束廃止に向けた取り組み、災害に対応した取り組みなど各種法令、基準に応じ事業所で実施する。

(2) 社会参加と地域との交流

・新しい生活様式を踏まえ、地域行事等の参加により地域交流を推進し、社会生活への適応を促す。

四 公益事業

実施拠点

1 居宅介護支援

利用者の心身の状況に応じ、その置かれている環境などの特性を踏まえ、生活の質の確保及びその向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図り、適切な計画作成、関係機関との調整などを行いながら、支援する。

実施拠点

「こしじの里」

「おごしの里」

【取組事項】

(1)安全で安心できる暮らしの継続できるように法令・基準を遵守して、適正なケアプランの作成に努める。

- ・医療との連携を図る。
- ・さまざまな事故に対応した取り組み、虐待防止に関する取り組み、身体拘束廃止に向けた取り組み、災害に対応した取り組みなど各種法令、基準に応じ事業所で実施する。

(2) サービス提供環境の見直し・整備

- ・利用者の生活環境を見直し、地域の特性や現状のニーズに合わせたサービス提供環境の構築に向けた取り組み。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるような環境づくりや対応力強化への取り組み。

(3) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。

- ・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、内部研修にて、その浸透を図る。

(4) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。

- ・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

2 介護保険法に定める訪問調査

対象者の心身の状況等について、訪問して行う介護認定調査

実施拠点

「こしじの里」

「おごしの里」

3 暮らし元気アップ事業

要支援状態等にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービスを行う。生活指導（相談、援助等）、介護予防（運動機能の向上、口腔機能の向上、認知症予防等）、地域交流や生活活動体験などを実施する。

実施拠点

「こしじの里」

「おごしの里」

【取組事項】

(1) ご利用者の在宅での生活継続への取り組み

- ・介護予防プログラムメニューを用意し、支援に努める。
- ・地域包括支援センターと連携し、支援に努める。

第六 各拠点における主な活動予定等
(感染症等の状況により変更することもあり得る。)

一 法人本部

月	主な活動と内容	その他
4月	経営運営会議 理事会	①各月 法人研修の実施 ②随時 就職ガイダンスに参加
5月	経営運営会議 監査 理事会	
6月	経営運営会議 評議員会 理事会	
7月	経営運営会議	
8月	経営運営会議	
9月	経営運営会議 理事会	
10月	経営運営会議	
11月	経営運営会議	
12月	経営運営会議 理事会	
1月	経営運営会議	
2月	経営運営会議	
3月	経営運営会議 理事会 評議員会	

※評議員会 定例会 6月 臨時会 3月 他 審議事項が発生した場合開催
理事会 四半期ごとに業務報告 これに併せ、審議事項が発生した場合開催

二 こしじの里しぶみ園活動予定

	こしじの里 しぶみ園	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生	家族・ ボランティア
4月	お花見	長岡市花いっぱいコンクール(8月まで)	地域消防団連絡会議	電気保安 園内外厨房防除		
5月	芸能鑑賞		夜間想定 避難訓練	冷暖房設備点検	定期健診 (利用者)	
6月	西小運動会見学		昼間時 避難訓練・ 召集訓練	電気保安 受水槽点検	夜勤者健康診断	ボランティア 交流会
7月	夏祭り オセロ交流会 (しぶみ園)		防犯訓練	グリーストラップ 清掃		
8月	法要 岩田花火観覧		防災訓練 (消防署による消 火器取扱)	電気保安 オゾン装置点検 浴槽システム	結核予防検診	
9月	敬老会 スポーツ交流会 (しぶみ園)	すこやか ともしび祭り 越路地域敬老会	夜間想定 避難訓練	消防設備点検		
10月	ラーメン屋台 (ユニット)	こしじ秋まつり	総合防災訓練 (地域消防団参 加)	電気保安 冷暖房設備点検 園内外厨房防除	インフルエンザ 予防接種	
11月			原子力災害防災 学習会		職員健康診断 (ストレスチェッ ク)	ボランティア 交流会
12月	柚子湯		夜間時想定 避難訓練	電気保安 ボイラー点検		
1月	新年会		防災訓練 (消火器・消火栓)			
2月	節分 寿司屋台 (ユニット)	スノーフェステ イバル		電気保安		
3月	ひなまつり			消防設備点検 水質検査・床清掃	定期健診 (しぶみ園)	家族連絡会 ボランティア 交流会

※毎月実施 誕生会、喫茶、生け花教室

三 おごしの里活動予定

	おごしの里	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生	家族・ボランティア
4月	お花見		招集訓練(メール配信)	電気保安		
5月			防災訓練(消火器・消火栓)	冷暖房設備点検 給水給湯空調設備点検 消防設備点検		
6月			災害時必要備品準備避難訓練	電気保安 室外防除	夜勤者健康診断	家族協力会
7月	納涼会		昼間時避難訓練(近隣集落・地域消防団)	冷凍冷蔵庫点検 地下タンク点検		
8月	法要 花火鑑賞	おぐにかかし まつり もちひと祭り	救命講習(AED取扱い)	電気保安 受水槽点検 室外防除		
9月	敬老会	すこやか ともしび祭り 小国地域敬老会	地震想定 避難訓練	冷暖房設備点検 給水給湯設備点検		
10月	ふれあい交流祭		夜間想定 避難訓練	電気保安 室外防除	定期健診 インフルエンザ 予防接種	
11月		おぐに秋まつり	夜間想定避難訓練(消防署立会) 招集訓練(メール配信)	水質検査 消防設備点検 グリーストラップ清掃	職員健康診断 (ストレスチェック)	
12月	クリスマス会		防災訓練(消火器・消火栓)	電気保安		
1月	お楽しみ会		災害時必要備品準備避難訓練			
2月	節分豆まき会		救命講習(AED取扱い)	電気保安		デイボラ 意見交換
3月			原子力防災研修			ボランティア 懇談会

※毎月実施 誕生会

四 しづみ工房活動予定

	しづみ工房	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生
4月	花見会		昼間時想定 避難訓練	電気保安 室内室外防除	
5月		地域貢献活動			
6月	ふれあい祭り			電気保安	
7月			総合防災訓練	室内室外防除	
8月	納涼会		昼間時想定避難訓練	電気保安	
9月		すこやか ともしび祭り 地域奉仕活動		消防設備点検	
10月	バスハイク		防災機器取扱説明会	電気保安 室内室外防除	
11月		おぐに秋まつり			職員健康診断 インフルエンザ予防 接種
12月	忘年会		昼間時想定 避難訓練	電気保安	心の健康診断 うがいの励行(~3 月)
1月	新年お楽しみ会				
2月			防災学習会	電気保安	
3月				消防設備点検 エレベータ法定点検	

※毎月実施 誕生会

第六 会議・委員会

一 法人・経営における会議

- 1 評 議 員 会 定款第11条により定時評議員会毎年6月開催。臨時評議員は3月に開催。他必要があれば開催
- 2 理 事 会 定款第17条により3箇月に一回以上開催。他必要があれば開催
- 3 経 営 運 営 会 議 職務分掌規程第17条に規定する会議
- 4 評議員選任・解任委員会 定款第6条により開催

一 各拠点会議体系

- 1 運 営 会 議 職務分掌規程第18条に規定する会議
- 2 工賃算定基準評価会議 就労支援事業収入配分規程により実施

※他、各施設の組織体系、規模により会議を行う

二 委員会(拠点単位・事業所単位)

- 1 入 所 検 討 委 員 会 入所の決定に関する事務の処理。入所指針第5に規定
- 2 防 災 対 策 委 員 会 防災管理に関して必要事項の審議。災害対策規程第2条に規定
- 3 感 染 症 対 策 委 員 会 感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策、検討。
介護老人福祉施設運営規程第10条等に規定
- 4 事 故 防 止 対 策 委 員 会 事故の発生又は再発を防止するために実施。
介護老人福祉施設運営規程第14条等に規定
- 5 虐 待 防 止 委 員 会 施設における虐待防止及び身体拘束廃止のための対策、検討。
介護老人福祉施設運営規程第 条等に規定
- 6 衛 生 委 員 会 職員の健康増進保持対策等 労働安全衛生法第18条に規定
- 7 地 域 交 流 推 進 委 員 会 地域との交流、施設における行事、ボランティア団体との連携、協力、
介護相談員の受入、地域団体の協力等を推進。介護老人福祉施設運営規
程第13条等に関する規定による取り組み
- 8 たんの吸引等
安全管理委員会 たんの吸引及び経管栄養のケアを安全に実施するために実施。
業務方法書第5に規定

※ただし、事業所内会議等において、委員会の要件を満たす対応・検討を行っている場合、それをもつ

て、委員会協議内容とする。
※法改正等により必要な場合、適宜、委員会を設置する。